## 笠間市議会解散に関する決議

平成18年3月19日、笠間市・友部町・岩間町3市町の合併により、新しい笠間市が誕生して8カ月が経過しようとしている。

我々笠間市議会議員は、合併協議会での決定により、3市町の議員 が新笠間市においても引き続き2年間在任することになり、今日まで 旧市町時代に抱える懸案事項や新市における市民サービスにおける地 域間の格差是正などを課題としてよりよい新笠間市をつくるべく、3 市町の住民の代表としての認識のもとに議会活動を行ってきた。

しかしながら、いわゆる平成の大合併により誕生した地方自治体のなかには、在任特例により脹らんだ議会の存在が否定され、相次いで議会解散の住民直接請求、そして、住民投票が行われ、その結果、議会が解散させられた経緯がある。

笠間市においても例外ではなく、既に議会解散の住民直接請求が受理され、11月26日には我々笠間市議会の解散を問う住民投票が行われることになっている。

既に、議会解散を問う住民投票が確定した今日において、住民投票の結果を待つよりも自主的に解散することが市民の負託に対する我々の最大限の配慮と考える。

よって、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に 基づき、笠間市議会を解散する。

以上決議する。

平成18年11月17日

笠間市議会